**介護サービス事業者**

**自主点検表**

**介護予防認知症対応型共同生活介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | ﾁｪｯｸ | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針  <法第１１５条の１３第１項> | □　認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。　　◆平１８厚令３６第６９条 | | 適  ・  否 | 利用者  　　　人中  認知症の症状がある旨記載された診断書等  　　　人分有 |
| 第１の２  　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。  □　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。 | | 適  ・  否 |  |
| 第２  　人員に関する基準 | ※　認知症対応型共同生活介護の主眼事項第２の全てを、介護予防認知症対応型共同生活介護に準用する。  　　◆平１８厚令３６第７０条、７１条、７２条 | | 適  ・  否 |  |
| 第３  　設備に関する基準 | ※　認知症対応型共同生活介護の主眼事項第３の全てを、介護予防認知症対応型共同生活介護に準用する。  　　◆平１８厚令３６第７３条 | | 適  ・  否 |  |
| 第４  　運営に関する基準 | ※　以下の項目を除く項目で、認知症対応型共同生活介護の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち、１から４、６～８、13～35は、介護予防認知症対応型共同生活介護に準用する。　◆平１８厚令３６第７４条他  　　ただし、「指定認知症対応型共同生活介護」は「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「要介護者」は「要支援者」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と、「地域密着型介護サービス」は「地域密着型介護予防サービス」と読み替える。 | | 適  ・  否 |  |
| １　入退居 | □　要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。　◆平１８厚令３６第７４条第1項  □　入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であるか確認を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第７４条第２項  □　入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し、  自ら必要なサービスを提供することが困難と認めた場合は、適切な措  置（他の事業者、病院、診療所の紹介等）を速やかに講じているか。  　　　◆平１８厚令３６第７４条第３項  □　入居申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。　　◆平１８厚令３６第７４条第４項  □　利用者の退居の際は、利用者又はその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３６第７４条第５項  □　利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。　　◆平１８厚令３６第７４条第６項 | | 適  ・  否 | 全入居者の主治医の診断書等があるか：  【　有 ・ 無　】  事例：  【　有 ・ 無　】  事例：  【　有 ・ 無　】 |
| ２　身体的拘束等の禁止 | □　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。  　　◆平１８厚令３６第７７条第１項  □　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  　　◆平１８厚令３６第７７条第２項  □　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。  　ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。  　イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　ウ　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  　　　◆平１８厚令３６第７７条第３項 | | 適  ・  否 | 過去1年間に身体拘束を行った件数  　　　件中  身体拘束の記録  　　　件分有  身体拘束廃止への取組：  【　有 ・ 無　】 |
| 第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  １　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 | □　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第８６条第１項  □　自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。  　　　◆平１８厚令３６第８６条第２項  　ア　外部の者による評価  　イ　厚令36第85条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価  □　利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。　◆平１８厚令３６第８６条第３項  □　利用者が有する能力を最大限活用することができる方法によるサービス提供に努め、利用者が有する能力を阻害するような不適切なサービス提供を行わないよう配慮しているか。　　◆平１８厚令３６第８６条第４項  ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。　　◆平１８解釈通知第４の三の３（１）③  □　利用者の意欲が高まるようコミュニケーションを十分に図ることをはじめ、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。　　◆平１８厚令３６第８６条第５項  □　計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、サービスの改善を図っているか。  　　　◆平１８解釈通知第４の三の３（１）④ | | 適  ・  否 |  |
| ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 | □　主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を、的確に把握しているか。　　◆平１８厚令３６第８７条第１号  □　サービス提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、介護従業者と協議の上、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護予防計画という。）を作成しているか。　　◆平１８厚令３６第８７条第２号  （※介護予防計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。）　　◆平１８厚令３６第８７条第２号、平１８解釈通知第４の三の３（２）①  □　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。  　　　◆平１８厚令３６第８７条第３号  　◎　通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものである。また、その他の多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。　　◆平１８解釈通知第４の三の３（２）②  □　介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３６第８７条第４号  □　介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。　　◆平１８厚令３６第８７条第５号  □　介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第８７条第６号  □　介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。　　◆平１８厚令３６第８７条第７号  □　介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第８７条第８号  □　介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供開始時から、介護予防計画に記載したサービス提供終了までに、少なくとも１回は介護予防計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。　　◆平１８厚令３６第８７条第９号  　◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。  　　　◆平１８解釈通知第４の三の３（２）③  □　モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更をしているか。　◆平１８厚令３６第８７条第１０号  □　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービス提供をしている介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該介護予防サービス計画を作成している指定介護予防支援事業者から介護予防認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。　　◆平１８解釈通知第３の四の４（９）④準用 | | 適  ・  否 | 利用者  　　　人中  介護計画  　　　人分有  介護計画  　　　人分中  説明・同意の署名  　　　人分有  交付の署名等記録  　　　人分有  モニタリング・介護計画の見直し頻度  ⇒概ね　 　箇月ごと  モニタリング結果記録  　　　人分有 |
| ３　介護等 | □　介護は、利用者の心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第８８条第１項  □　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。　◆平１８厚令３６第８８条第２項  ◎　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容  であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添い者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができない。  　ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。　　◆平１８解釈通知第４の三の３（３）②  □　食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うようにしているか。　　◆平１８厚令３６第８８条第３項、平１８解釈通知第４の三の３（３）③ | | 適  ・  否 | 左記の事例の有無：  【　有 ・ 無　】 |
| ４　社会生活上の便宜の提供等 | □　利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の症状の進行を緩和するよう、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。　　◆平１８厚令３６第８９条第１項  □　利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。　　◆平１８厚令３６第８９条第２項、平１８解釈通知第４の三の３（４）②  □　会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  　　　◆平１８厚令３６第８９条第３項、平１８解釈通知第４の三の３（４）③ | | 適  ・  否 | 事例：  （有・無） |
| 第６　変更の届出等 | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の30で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を南丹市長に届け出ているか。  □　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | | 適  ・  否 |  |

　※「厚令」とは、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日　厚生労働省令第36号）を指します。

　※「解釈通知」とは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日　老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）を指します。

　※「市条例」とは、「南丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第23号）を指します。